

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成26年 2月26日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 審査請求人が名古屋市立〇〇中学校（以下「本件中学校」という。）に提出した平成25年 7月 2日付け〇〇H25-〇第 1号の照会文書（以下「本件照会文書①」という。）に係る回答文書として、本件中学校の教頭（以下「本件教頭」という。）より、同月19日付け文書（以下「本件通知文書」という。）を受け取った。当該文書の中で「校長とも相談し、回答する必要のないものと判断しました。」とあるが、そのように判断した理由又は根拠がわかる一切の行政文書（決裁、会議議事録等）の写し（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 本件照会文書①に関連して、審査請求人が本件中学校に提出した同年 8月 7日付け〇〇H25-〇第 2号及び〇〇H25-〇第 3号の再照会文書（以下これらを「本件照会文書②」という。）に対して未だ回答を受け取っていない。したがって、回答をしないことを決定した理由又は根拠がわかる一切の行政文書（決裁、会議議事録等）の写し（以下「本件請求文書②」という。）

(3) 審査請求人が本件中学校に提出した平成26年 1月15日付け〇〇H25-〇第 4号及び〇〇H25-〇第 5号の照会文書（以下これらを「本件照会文書③」という。）に係る回答文書を未だ受け取っていないが、回答をしない理由又は根拠がわかる一切の行政文書（決裁、会議議事録等）の写し（以下「本件請求文書③」という。）

2 同年 3月12日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①から本件請求文書③までが存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年 5月 3日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件通知文書には、「校長とも相談し、回答する必要のないものと判断しました。」と記載されているのみで、その理由及び根拠が示されていない。

本件照会文書②に対しては、無回答である。

本件照会文書③に対しては、電話等のいかなる形態の連絡も一切ない。

- (2) 上記 (1) のような状況において、実施機関が主張する「請求に係る個人情報記載された文書を作成しておらず、存在しないため。」という非開示理由が認められるのであれば、照会文書に対して回答をするか否かは、実施機関の恣意的な判断に委ねられることになり、実施機関にとって不都合な照会文書を、無視又は存在しなかったことにすることが可能となる。

- (3) 本件照会文書①から本件照会文書③までが、生徒の保護者から提出されたものであれば、実施機関は本件と同様の対応はできないはずである。

- (4) 実施機関は、自ら行った行政処分の理由を説明するために、当該処分そのものを弁明の理由としており、当該弁明の理由は形式的要件さえ満たしていない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件照会文書①に対しては、本件教頭が本件中学校の校長（以下「本件校長」という。）に口頭で確認し、審査請求人に対して、本件通知文書によって回答しない旨を通知していることから、本件請求文書①は存在しない。

- 2 本件照会文書②は、本件通知文書を受けて照会された文書であり、本件照

会文書①と同様の内容であった。本件教頭が本件校長に指示を仰いだところ、本件校長は、改めて回答する必要はない旨を口頭で指示したことから、本件請求文書②は存在しない。

- 3 本件照会文書③に対しては、本件照会文書①及び本件照会文書②と同様に、本件教頭が本件校長に指示を仰いだところ、本件校長は、改めて回答する必要はない旨を口頭で指示したことから、本件請求文書③は存在しない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書①から本件請求文書③までが存在するか否かが争点となっている。

2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について次の事実が認められる。

- (1) 平成25年 7月 4日、本件教頭は、審査請求人から送付された本件照会文書①の内容を確認した。
- (2) 本件照会文書①は、本件中学校で行われた定期テストの出題範囲及び授業の進行に関して、本件教頭宛に提出されたものである。
- (3) 本件校長は、本件教頭及び本件中学校の教務主任（以下「本件教務主任」という。）と協議を行い、名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室とも相談をした上で、テストの出題範囲は、授業の進捗状況等により前年度と異なる場合もあることから審査請求人の主張に添うことができないこと、また、平成20年度以降、審査請求人から定期テストの出題内容等について同様の照会が繰り返し行われており、本件中学校が対応してきたものの、理解が得られない状況が続いていたことから、本件照会文書①に対して回答をする必要がないと判断した。
- (4) 本件教頭は、本件校長の判断を踏まえ、本件照会文書①に対して回答をする必要がないと判断した旨の本件通知文書を作成し、同月19日、審査請求人に対して送付した。
- (5) 同年 8月 8日、本件校長は、審査請求人から送付された本件照会文書②

の内容を確認した。

(6) 本件照会文書②は、本件照会文書①に回答する必要がないと判断した理由、根拠及び経緯並びに本件通知文書の内容が許される根拠に関して、本件校長及び本件教頭宛に提出されたものである。

(7) 本件校長は、本件教頭及び本件教務主任とともに本件照会文書②の内容を確認し、これまでと同様の照会内容であったことから、回答をする必要はなく、回答文書の返送を行う必要もないと判断し、本件教頭にその旨を口頭で指示した。

(8) 平成26年 1月16日、本件校長は、審査請求人から送付された本件照会文書③の内容を確認した。

(9) 本件照会文書③は、本件中学校で行われた定期テストの模範解答、採点及び出題範囲に関して、本件校長及び本件中学校の担当教員宛に提出されたものである。

(10) 本件校長は、本件教頭及び本件教務主任とともに本件照会文書③の内容を確認し、これまでと同様の照会内容であったことから、回答をする必要はなく、回答文書の返送を行う必要もないと判断し、本件教頭にその旨を口頭で指示した。

3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 本件請求文書①について

上記 2 (3)及び (4)で述べたとおり、本件校長は、本件教頭及び本件教務主任と協議を行った上で、本件照会文書①に対して回答をする必要がないと判断し、本件教頭は当該判断を踏まえて本件通知文書を作成した。

したがって、実施機関は、本件請求文書①を作成していないと認められる。

(2) 本件請求文書②について

上記 2 (7)で述べたとおり、本件校長は、本件教頭及び本件教務主任とともに本件照会文書②の内容を確認し、これまでと同様の照会内容であったことから、改めて回答をする必要はないと判断し、本件教頭にその旨を口頭で指示した。

したがって、実施機関は、本件請求文書②を作成していないと認められる。

(3) 本件請求文書③について

上記 2(10)で述べたとおり、本件校長は、本件教頭及び本件教務主任とともに本件照会文書③の内容を確認し、これまでと同様の照会内容であったことから、改めて回答をする必要はないと判断し、本件教頭にその旨を口頭で指示した。

したがって、実施機関は、本件請求文書③を作成していないと認められる。

(4) 以上のことから、本件請求文書①から本件請求文書③までは存在しないと認められる。

(5) なお、審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求人が実施機関に対して行った照会に対する実施機関の対応の理由及び本件審査請求に係る実施機関の弁明の理由の根拠についても言及しているが、個人情報開示の制度は、あくまでも実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を保障したものであり、審査請求においてこれらに含まれていない理由や根拠を求めることは、制度の内容を超えるという他なく、当審議会は、本件請求文書①から本件請求文書③までが存在するか否かについてのみ判断した。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 5月14日	諮問書の受理
5月19日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月27日	実施機関の弁明意見書を受理
7月 1日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7月14日	審査請求人の反論意見書を受理
8月22日	調査審議

(第193回審議会)	実施機関の意見を聴取
10月22日 (第195回審議会)	調査審議
11月14日 (第196回審議会)	調査審議
11月26日	答申